

令和4年6月17日

郡市区等医師会 御中

一般社団法人 大阪府医師会
(公印省略)

改正公益通報者保護法の施行について

この度、標題の件につき、次の通り日本医師会より連絡がありました。

すなわち、公益通報者保護法は、事業者における法令違反行為を労働者が通報した場合に、解雇等の不利益取扱いから保護し、事業者の法令遵守を強化することを目的として、平成16年6月に公布され、平成18年4月1日に施行されました。

今般、近年、社会問題化する事業者の不祥事を受け、公益通報を基に早期是正を行い、被害の防止を図ること等を目的に、令和2年6月に同法の改正が公布され、本年6月1日より施行されました。

改正内容は、特に、事業者に対して、内部通報に適切に対応するために（窓口設定、調査、是正措置等）必要な体制の整備等が義務づけられています。なお、中小事業者（従業員数300人以下）は努力義務とされています。また、保護される者としては、労働者に加え、退職後1年以内の退職者、及び役員が追加されていること等があります。

詳細につきましては、別添資料をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件につきご了知いただくとともに、貴会所属の医療機関等に周知を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

一般社団法人大阪府医師会総務課企画室
TEL 06-6763-7021 FAX 06-6764-0267
kikaku@po.osaka.med.or.jp